

知事の権限の一部を食肉衛生検査所長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第54号

知事の権限の一部を食肉衛生検査所長に委任する規則の一部を改正する規則

知事の権限の一部を食肉衛生検査所長に委任する規則（昭和63年静岡県規則第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2項の規定に基づき、次に掲げる事務を食肉衛生検査所長に委任する。	地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2項の規定に基づき、次に掲げる事務を食肉衛生検査所長に委任する。
(1)～(6) (略)	(1)～(6) (略)
<u>(7) 法第18条第1項第4号に規定する警告</u>	<u>(7) 削除</u>
(8)～(23) (略)	(8)～(23) (略)
(24) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第28条第1項の規定によると畜場内における食肉及び食鳥処理における食肉に係る報告の要求、臨検検査及び収去	(24) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第28条第1項の規定によると畜場 <u>（法第3条第2項に規定すると畜場をいう。以下同じ。）</u> 内における食肉及び食鳥処理 <u>（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第2条第5号に規定する食鳥処理をいう。以下同じ。）</u> における食肉に係る報告の要求、臨検検査及び収去
(25) (略)	(25) (略)
	<u>(26) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第15条第2項の規定による輸出証明書（と畜場においてと殺し、及び解体した法第3条第1項に規定する獣畜並びに食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第2条第6号に規定する食鳥処理場（以下単に「食鳥処理場」という。）において食鳥処理をした同条第1号に規定する食鳥に係る食肉に関するものに限る。以下同じ。）の発行</u>
	<u>(27) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第2項の規定による適合施設（と畜場、食鳥処理場その他知事が別に定</u>

める施設に限る。以下同じ。)の認定

(28) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第4項の規定による適合施設の確認

(29) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第5項の規定による適合施設の設置者及び管理者（以下「設置者等」という。）に対する改善の要求及び適合施設の認定の取消し

(30) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第38条第2項の規定による輸出証明書の発行を受けた者及び適合施設の設置者等に対する物件の提出の要求並びに立入調査及び質問

(31) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第38条第5項の規定による輸出証明書の発行及び適合施設の認定の取消し

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。